

## 2 申告書の記載例

### 記載例 1

経常所得の黒字と譲渡・一時所得の黒字との通算

(設例)	「事業所得・営業等」の「所得金額」	2,000,000 円
	「不動産所得」の「所得金額」	△ 700,000 円
	「雑所得（公的年金等以外）」の「所得金額」	500,000 円
	「総合課税の譲渡所得」の「短期」の「差引金額」	△ 300,000 円
	「一時所得」の「差引金額」	1,700,000 円

(申告書B 第一表)

収入金額等	事業	営業等	㉗																		
	事業	農業	㉘																		
	不動産		㉙																		
	利子		㉚																		
	配当		㉛																		
	給与		㉜																		
	雑	公的年金等		㉝																	
		その他		㉞																	
	総合譲渡	短期		㉟																	0
		長期		㊱																	
一時			㊲																	0	
所得金額	事業	営業等	①																	2 0 0 0 0 0 0	
	事業	農業	②																		
	不動産		③																	△ 7 0 0 0 0 0 0	
	利子		④																		
	配当		⑤																		
	給与		⑥																		
	雑		⑦																	5 0 0 0 0 0 0	
	総合譲渡・一時		⑧																	⑦+[(③+④)×1/2]	
合計		⑨																		2 2 5 0 0 0 0	

(申告書B 第二表)

○ 雑所得(公的年金等以外)、総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等	差引金額
雑		円	円	円
短期譲渡				500,000
一時				△300,000
				1,700,000

※ 以下、記載例においては、設例における説明事項のみを記載しています。

- (注) 1 「総合譲渡・短期」㉟の赤字(△300,000円)を「一時」㊲の黒字(1,200,000円)と通算し、「総合譲渡・短期」㉟及び「一時」㊲に、通算前の金額をかつこで囲み、上段に通算後の金額を記載します。
- 2 不動産所得の赤字(△700,000円)は、他の経常所得(「不動産」③を除く「事業・営業等」①から「雑」⑦までの所得)の黒字と通算する場合でも、「不動産」③は通算前の金額を記載します。
- 3 「不動産」③の赤字は、他の経常所得(「不動産」③を除く「事業・営業等」①から「雑」⑦までの所得)との通算において、また、「総合譲渡・短期」㉟の赤字は「総合譲渡・長期」㊱及び「一時」㊲との通算において引ききれぬため、「合計」⑨は、「事業・営業等」①から「総合譲渡・一時」⑧の金額の合計額を記載します。